

市町村への権限移譲方針

茨 城 県	
平成21年2月	策 定
平成22年2月	一部改正
平成24年3月	一部改正
平成28年3月	一部改正
平成31年3月	一部改正

1 策定の趣旨

今日、基礎自治体である市町村には、合併の進展等による行政体制の整備などに伴い、行政サービスの一層の拡大・向上が求められている。

このような背景を踏まえ、本県においては、一定規模以上の市を対象に土地利用や福祉分野などの事務を包括的に権限移譲する本県独自の「まちづくり特例市」制度の創設や市町村の意向を踏まえ個別に事務を移譲するなど、市町村への権限移譲を推進してきたところである。

こうした中、国において、平成19年4月に地方分権改革推進委員会が発足し、地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）や権限移譲を中心に4次にわたり勧告が行われ、これに基づき累次の改革が行われてきた。

人口減少社会において、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供することが求められている中、市町村が地域における総合行政を担うことができるよう、県と市町村の適切な役割分担のもと、更なる権限移譲を計画的に推進するため、権限移譲の方針を策定するものである。

2 権限移譲の基本的な考え方

(1) 基礎自治体優先の原則

地方自治制度の基本原則である「基礎自治体優先の原則」を徹底することを基本的な考え方として、県と市町村の適切な役割分担のもと、住民に身近な事務は基礎自治体である市町村が処理できるよう、次の視点に立って権限移譲を推進する。

① 住民サービスの向上

住民の視点に立ち、住民に身近な事務は、できる限り市町村で行うことにより、利便性の向上や事務処理の迅速化等、住民サービスの向上を図る。

② 個性豊かなまちづくりの推進

住民に最も身近な基礎自治体である市町村が地域の多様なニーズに的確に対応した行政運営を行うことにより、個性豊かなまちづくりの推進を図る。

③ 市町村の自治権の拡充による総合行政の推進

市町村が自らの権限と責任において地域における総合行政を担うことができるよう、自治権の拡充を図る。

(2) 積極的な権限移譲の推進

地方分権改革推進委員会が基礎自治体への権限移譲を勧告した事務について、法律改正に先行して条例による移譲を進めるほか、市への移譲が勧告された事務について、要望や処理体制の状況に応じて町村にも移譲するなど、積極的に権限移譲を推進する。

(3) 広域連携による権限移譲

市町村の規模等により、単独で移譲を受けることが困難である場合は、事務の共同処理の手法等を活用した周辺自治体等との広域的な連携方策を検討する。

また、定住自立圏を構成する市町村などにおいて、広域的に処理することが望ましい事務については、当該市町村が一体的に移譲を受けることができるよう、積極的な働きかけを行う。

3 権限移譲の方法

(1) 基本原則

市町村自らの判断により、移譲事務を選択するものとする。

(2) 移譲対象事務

市町村への移譲の対象とする事務は、以下の考え方に従い選定した別表に定める事務とする。

ただし、別表に定めのない事務であっても、市町村から移譲の希望のあったものについては、事務の内容及び市町村の執行体制を考慮の上、可能な限り移譲するものとする。

ア 地域住民の利便性向上が図られるもの

申請窓口が身近になるなど、住民の負担が軽減され、住民の利便性の向上が図られる事務

イ 迅速な対応が可能となるもの

事務処理の迅速化が可能となる事務

ウ 市町村の自主性・自立性が発揮されるもの

地域住民の意向を反映した意思決定や地域の実情に応じた行政施策の展開が可能となる事務

エ 一体的・総合的な行政運営が図られるもの

移譲される事務と、従来から市町村で処理している事務とを一体的かつ総合的に行うことによって、その相乗効果が発揮できる事務

(3) 市町村の規模等に応じた移譲

市町村の規模等を考慮し、移譲対象事務ごとに移譲の対象とする市町村を設定す

る。

(4) 重点移譲事務の設定

以下の考え方に従い毎年度、重点的に市町村への移譲を推進する事務を別表に定める事務の中から選定するものとし、重点的な移譲の推進を図る。

ア 既に一部市町村への移譲が行われている事務のうち、県全体の効率的な事務執行を推進する観点から、市町村への移譲を特に進める必要のあるもの

イ 法令により市町村が処理する事務と密接に関連しており、効率性の観点から、市町村への移譲を特に進める必要のあるもの

(5) 事後的な検証

市町村に権限を移譲した場合において、移譲後の事務処理状況等を確認することにより、移譲の効果を検証する。

4 市町村への支援

(1) 人的支援

市町村に対して、専門的な知識・技術等が必要な事務の処理を支援するため、必要に応じて県職員を派遣する。

移譲事務の処理に際して必要となる知識等の習得のため市町村職員の実務研修を受け入れるなど、人材育成を支援する。

(2) 財政的支援

移譲事務の処理に要する経費については、市町村に対し、茨城県市町村事務処理特例交付金交付要項に基づき措置する。

(3) 適正な事務処理体制の確保に係る支援

移譲事務に係る説明会、研修会の開催や事務処理マニュアルの提供などにより、円滑な移譲を図る。

また、移譲後においても、随時、実務上の相談への対応、技術的な助言などにより、積極的な支援を行う。

5 市町村との協議の進め方

(1) 市町村との十分な協議の実施

権限移譲の推進に当たっては、県と市町村とが協議・意見交換を行える場を設けるほか、移譲事務の内容、事務量、移譲による効果等について必要な情報提供に努め、受入体制の整備等を含めて市町村と十分な協議を行う。

(2) 市町村の受入意向の照会及び移譲の時期

毎年度、移譲事務についての市町村の受入意向を照会し、これに基づいて、原則として翌年度の4月1日から移譲を行う。

ただし、市町村における受け入れ体制が整った場合等は、年度途中からの移譲を行うことができる。

(3) 住民への周知期間の確保

権限移譲を行うに際しては、市町村が住民への周知期間等を十分確保できるよう考慮して、事務処理特例条例の改正等の手続を進める。

6 移譲事務等の見直し

権限移譲の対象とする事務や対象市町村については、市町村の意向や国における地方分権改革の動向等を踏まえ必要に応じて見直しを行うこととする。

特に、市町村から移譲事務の追加について要望があった場合は、個別法の規定により移譲に適さないもの等を除き、できる限り移譲に努める。

別表 移譲対象事務一覧

別表 移譲対象事務一覧

1 まちづくり・土地利用規制分野

番号	法令	県担当課	事務内容	対象市町村	備考	類型
1	首都圏近郊緑地保全法	計画推進課	保全区域内における行為の届出受理等に関する事務	市町村	龍ヶ崎市, 常総市, 取手市, 牛久市, 坂東市, 五霞町, 境町	エ
2	自然公園法	環境政策課	国定公園区域における行為許可・届出受理等に関する事務	市町村	13市町村(水郷筑波国定公園の関係市町村)	イ
3	茨城県立自然公園条例	環境政策課	県立自然公園区域における行為許可・届出受理等に関する事務	市町村	15市町村(県立自然公園の関係市町村)	イ
4	茨城県自然環境保全条例	環境政策課	環境保全地域における行為許可・届出受理等に関する事務	市町村	31市町村(環境保全地域の関係市町村)	ア
5	農地法	農業経営課	農地等の賃借権の解約等の許可	市町村		イ
6	農業振興地域の整備に関する法律	農業政策課	農用地区域内における開発行為の許可等	市		イ
7	森林法	林政課	林地開発行為の許可等	市		エ
8	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	林政課	入会林野整備計画の認可等に関する事務	市町村		ウ
9	不動産登記法	河川課	河川区域の土地に係る不動産登記の嘱託に関する事務	市町村		イ
10	公有地の拡大の推進に関する法律	都市計画課	土地を譲渡しようとする場合の届出及び土地の買取希望申し出等に関する事務	町村		ア
11	高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	都市計画課	特定路外駐車場の設置の届出受理等に関する事務	町村		エ
12	都市計画法	都市計画課	都市計画の決定等のための他人の占有する土地における試掘等の許可, 市街地開発事業等予定区域内における建築の許可等に関する事務	町村		ア
13	都市計画法	都市計画課	都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可等に関する事務	町村		ア
14	都市計画法	都市計画課	都市計画事業地内の建築等の許可等に関する事務	町村		ア
15	土地区画整理法	都市整備課	土地区画整理事業の個人・組合施行の認可(5ha未満)等	市町村		イ
16	都市計画法	建築指導課	開発行為の許可等	市町村	1-17とセットで移譲 1-18とセットで移譲	ウ
17	租税特別措置法	建築指導課	優良宅地造成の認定	市町村	1-16とセットで移譲 1-18とセットで移譲	ア
18	宅地造成及び特定盛土等規制法	廃棄物規制課 建築指導課	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査等(都市計画法の開発許可によりみなし許可扱いとなる工事に限る。)	市町村	1-16とセットで移譲 1-17とセットで移譲	エ
19	住宅地区改良法	住宅課	住宅地区改良事業地内の建築行為等の許可等に関する事務	町村		イ

2 福祉分野

番号	法令	県担当課	事務内容	対象市町村	備考	類型
1	社会福祉法	福祉政策課	隣保館等事業における運営状況の立入調査に関する事務	町村		ウ
2	社会福祉法	福祉政策課	社会福祉法人の定款の認可等に関する事務	町村	主たる事務所が町村の区域にある社会福祉法人であってその行う事業が当該町村の区域を越えないもの	ウ
3	老人福祉法	長寿福祉課	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可等に関する事務	市	2-4とセットで移譲	ア
4	老人福祉法	長寿福祉課	有料老人ホームの設置届出の受理等に関する事務	市	2-3とセットで移譲	ア
5	老人福祉法	長寿福祉課	老人デイサービスセンター等の設置届出の受理等に関する事務	市町村	2-6とセットで移譲	ア
6	老人福祉法	長寿福祉課	老人居宅生活支援事業に係る届出の受理等に関する事務	市町村	2-5とセットで移譲	ア
7	介護保険法	長寿福祉課	指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務	市町村		ア
8	児童福祉法	少子化対策課	児童厚生施設の設置認可、実地検査等に関する事務	市町村	2-11とセットで移譲	ウ
9	児童福祉法	子ども未来課	認可外保育施設に対する立入検査等	市町村		ウ
10	児童福祉法	子ども未来課	認可外保育施設の事業開始の届出受理等	市町村		ア
11	児童福祉法	子ども未来課	保育所の設置認可、報告の徴収等に関する事務	市町村	2-8とセットで移譲	ウ
12	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	子ども未来課	公立幼保連携型認定こども園に対する立入検査等	市町村		エ

3 保健・衛生分野

番号	法令	県担当課	事務内容	対象市町村	備考	類型
1	難病の患者に対する医療等に関する法律	疾病対策課	難病特定医療費の支給認定に係る申請書等の受理に関する事務	市町村		ア
2	化製場等に関する法律	生活衛生課	化製場等の設置許可等に関する事務	市町村		ウ
3	水道法	水政課	専用水道の布設工事確認申請等に関する事務	町村		ア
4	水道法	水政課	簡易専用水道の給水停止命令に関する事務	町村	3-5とセットで移譲	イ
5	茨城県安全な飲料水の確保に関する条例	水政課	小簡易専用水道の給水停止命令に関する事務	町村	3-4とセットで移譲	イ
6	児童福祉法	疾病対策課	小児慢性特定疾病医療費支給認定に係る申請書等の受理に関する事務	市町村		ア

4 公害規制分野

番号	法令	県担当課	事務内容	対象市町村	備考	類型
1	水質汚濁防止法	環境対策課	特定事業場への立入検査等	市		ウ
2	大気汚染防止法	環境対策課	工場・事業場への立入検査等	市		ウ
3	ダイオキシン類対策特別措置法	環境対策課	特定事業場への立入検査等	市		ウ
4	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	環境対策課	公害防止統括責任者選任等の届出の受理等	市		エ
5	茨城県生活環境の保全等に関する条例	環境対策課	特定施設の設置の届出の受理等	市		ウ
6	湖沼水質保全特別措置法	環境対策課	特定事業者からの排水に対する改善命令等に関する事務	人口5万人以上の市(事務が該当する市のみ)	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 笠間市, 牛久市, つくば市, 鹿嶋市, 筑西市, 神栖市	ウ
7	茨城県霞ヶ浦水質保全条例	環境対策課	特定施設の設置の届出の受理等に関する事務	人口5万人以上の市(事務が該当する市のみ)	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 笠間市, 牛久市, つくば市, 鹿嶋市, 筑西市, 神栖市	ウ
8	茨城県霞ヶ浦水質保全条例	環境対策課	高度処理浄化槽の設置命令に関する事務	人口5万人以上の市(事務が該当する市のみ)	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 笠間市, 牛久市, つくば市, 鹿嶋市, 筑西市, 神栖市	イ
9	浄化槽法	環境対策課	浄化槽の保守点検等についての指導等に関する事務	市町村		エ
10	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	環境対策課	特定化学物質の排出量等に関する事務	人口5万人以上の市		イ
11	環境基本法	環境対策課	騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する事務	町村		ウ
12	騒音規制法	環境対策課	地域の指定, 規制基準の設定等に関する事務	町村		ウ
13	振動規制法	環境対策課	地域の指定, 規制基準の設定等に関する事務	町村		ウ
14	悪臭防止法	環境対策課	地域の指定, 規制基準の設定等に関する事務	町村		ウ
15	土壌汚染対策法	資源循環推進課	汚染状況報告の受理, 立入検査等	市		ア
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物規制課	一般廃棄物処理施設の設置許可等に関する事務	建築主事を置く市		ア
17	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物規制課	廃棄物が地下にある土地の形状の変更に係る指定区域の指定等に関する事務	市町村		ア

5 生活・安全・産業振興分野

番号	法令	県担当課	事務内容	対象市町村	備考	類型
1	特定非営利活動促進法	多様性社会推進課	特定非営利活動法人設立の認証等に関する事務	市町村		ア
2	火薬類取締法	消防安全課	火薬類の譲渡者、譲受者に対する許可等	市		ア
3	火薬類取締法	消防安全課	火薬類の販売の許可等に関する事務	施行時特例市		ア
4	高圧ガス保安法	消防安全課	高圧ガス製造の許可等に関する事務	施行時特例市	5-5とセットで移譲	ア
5	高圧ガス保安法	消防安全課	高圧ガス貯蔵所(製造に係るもの)の設置許可等に関する事務	施行時特例市	5-4とセットで移譲	ア
6	高圧ガス保安法	消防安全課	高圧ガス貯蔵所(製造に係るもの以外)の設置許可等に関する事務	市町村		ア
7	高圧ガス保安法	消防安全課	高圧ガス販売事業届出の受理等に関する事務	市町村		ア
8	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	消防安全課	液化石油ガス設備工事の届出の受理等に関する事務	市町村		ア
9	計量法	産業政策課	各種計量器類の立入検査等	市		ア
10	商工会法	中小企業課	商工会の設立の認可等	市		ウ
11	中小企業団体の組織に関する法律	中小企業課	中小企業団体の設立認可等に関する事務	市町村	5-12とセットで移譲	ア
12	中小企業等協同組合法	中小企業課	事業協同組合等の設立認可等に関する事務	市町村	5-11とセットで移譲	ア
13	中小小売商業振興法	中小企業課	商店街整備計画の認定等に関する事務	町村		イ
14	大規模小売店舗立地法	中小企業課	大規模小売店舗の届出の受理及び意見の申述等に関する事務	市町村		エ
15	農業協同組合法・組合等登記令	農業経営課	農事組合法人の設立の届出受理等に関する事務	市町村		ア

6 教育分野

番号	法令	県担当課	事務内容	対象市町村	備考	類型
1	文化財保護法	(教育庁)文化課	埋蔵文化財の調査のために発掘しようとする場合の届出受理等に関する事務	市町村		イ
2	社会教育法	(教育庁)生涯学習課	法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関する事務	市町村		イ

※人口は、令和2年国勢調査に基づく。